令和7年度税制改正要望について



沖縄関係税制の措置期限

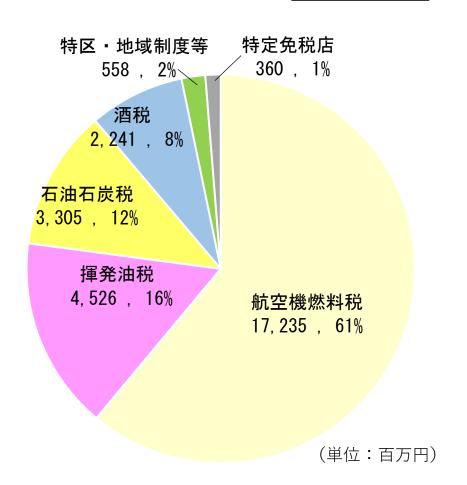
	制度名		優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	観光地形成促進地域	沖振法	投資税額控除(建物等8%、機械等15%)	H29.3.31			H31.3.31 R3.3.31		R4.3.31	R7.3.31			延長R	9.3.31				
2	情報通信産業振興地域・特別地区	沖振法	所得控除(40%) 投資稅額控除(建物等8%、機械等15%)		H2	29.3.31			H31.3	3.31	R3.3	.31	R4.3.31	F	R7.3.31		延長RS	9.3.31
3	産業イノベーション促進地域 (旧:産業高度化・事業革新促進地域)	沖振法	投資税額控除(建物等8%、機械等15%) 特別償却(建物等20%、機械等34%)		H2	29.3.31			H31.3	3.31	R3.3	.31	R4.3.31	F	R7.3.31		延長RS	0.3.31
4	国際物流拠点産業集積地域		所得控除(40%) 投資稅額控除(建物等 8 %、機械等15%) 特別償却(建物25%、機械等50%)		H:	29.3.31 			H31.3	3.31	R3.3	.31	R4.3.31	F	R7.3.31		延長RS	9.3.31
5	経済金融活性化特別地区	沖振法	所得控除(40%) 投資税額控除(建物等 8 %、機械等15%) 特別償却(建物25%、機械等50%) エンジェル税制	金融物	寺区	H2	9.3.31		H31.3	3.31	R3.3	.31	R4.3.31	F	R7.3.31		延長RS	9.3.31
6	離島の旅館業に係る減価償却の 特例措置	沖振法	特別償却(建物等8%)		H2	29.3.31			H31.3	3.31	R3.3	.31	R4.3.31	F	R7.3.31		延長R	
7	酒税の軽減措置	復帰特措法	酒税の軽減(泡盛35%、ビール等20%)			1 29.5.14 I			H31	5.14	R3.	5.14	R4.5.14		R14.5.14	(ビール:	R8.9.30)	
8	航空機燃料税の軽減措置	沖振法	航空機燃料税の軽減	H26.3	3.31	H2	9.3.31		R	2.3.31		R4	.3.31	R5.3.31		R10	3.31	
9	沖縄型特定免税店制度	沖振法	関税の免除		H2	29.3.31			F	2.3.31		R4	.3.31	R6.3.	31		R9.3.31	
10	沖縄発電用特定石炭等に係る 石油石炭税の免除	沖振法	石油石炭税の免除	H	27.3.31			F	2.3.31			R4	.3.31	R6.3.	31		R9.3.31	
11	電力の償却資産に係る特例措置	地方税法	固定資産税の軽減	Н	27.3.31			F	2.3.31			R4	.3.31	R6.3.	31		R9.3.31	
12	揮発油税等の軽減措置	復帰特措法	揮発油税等の軽減	ŀ	 27.5.14	1			R2.5.1	4		F	R4.5.14	R6.5	.14	\	R9.5.1	
13	駐留軍用地の公共用地先行取得 に係る譲渡所得特別控除	跡地法	衰渡所得控除		R4.:			1.3.31				F	14.3.31		3			

^{※ 「}沖振法」→沖縄振興特別措置法 「復帰特措法」→沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

「跡地法」→沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 「地方税法」→地方税法

沖縄関係税制による国税特例措置の適用額(令和4年度)

令和4年度の国税の適用額は、約282億円



特区・地域制度等の内訳(単位:百万円)

地域・特区制度等	R 4 適用額
国際物流拠点産業集積地域	2 4 1
情報通信産業振興地域・特区	106
経済金融活性化特別地区	108
産業イノベーション促進地域	8 4
観光地形成促進地域	18
離島旅館業の特別償却	1
合計	5 5 8

- ※1 「駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除」は、適用実績の捕捉が困難なため上記実績額に含めていない。
- ※2 「沖縄電力の償却資産に係る固定資産税軽減」は、地方税の軽減措置のため上記実績額に含めていない。

観光地形成促進地域

©OCVB

(1) 措置の概要

【概要】

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、観光関連施設の設備投資を促進させるための制度。

【対象地域】 県内全域

【対象施設】

- ①スポーツ・レクリエーション施設 (トレーニングセンター、テーマパークなど)
- ②教養文化施設 (劇場、水族館、文化紹介体験施設など)
- ③休養施設 (展望施設、<u>温泉保養施設</u>、スパ施設、<u>国際健康管理・増進施設</u>)
- ④集会施設 (<u>会議場施設</u>、<u>研修施設</u>、展示施設、<u>結婚式場</u>※)
- ⑤販売施設 (小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3千㎡以上などの要件を満たし、 県知事の指定を受けたもの)

下線:宿泊施設と同一施設内にあっても法人税の特例措置の対象となる施設 ※印:宿泊施設の敷地内にある結婚式場は、宿泊施設と別棟で設置されている場合が法人税の特例措置、地方税の課税免除の対象

地方税は、宿泊施設内に①から⑤までの施設(結婚式場を除く)が併設される

場合も課税免除の対象

(2) 適用実績

(単位・件 百万円)

儿型/	迎用天棋												
	年 度	R	.2	R	R3 R4			合計					
項	■	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額				
国税	投資税額控除	1	1	1	28	2	18	4	47				
	合計	1	1	1	28	2	18	4	47				
	事業税	4	16	1	29	1	27	6	72				
地	不動産取得税	3	12	1	12	2	493	6	517				
地方税	固定資産税	9	74	7	60	8	224	24	358				
	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0				
	合計		102	9	101	11	744	36	947				

(3) 効果・必要性

沖縄観光はコロナ禍で大きな打撃を受け、入域観光客数は大きく減少。 令和5年度にコロナ禍前の8割超まで回復したものの、物価高騰等の影響 もあり、沖縄観光の回復基調を確実にする取組が必要となっている。

また、<u>民間観光関連施設における「災害対応力の強化」「ユニバーサルサービスへの対応」「観光DXの推進」などへの対応が十分ではないことから、観光客に対し、安全・安心で、より付加価値の高いサービスを提供できるよう、稼ぐ力を有する質の高い施設の整備を促進する必要がある。</u>

質の高い民間観光関連施設を整備することによって、利用する観光客の満足度を高め、沖縄の観光地としてのブランドカの強化を図り、観光客の平均滞在日数の延伸と一人あたりの県内消費額の向上につなげる。

入域観光客数及び観光収入の推移



観光客平均滞在日数及び1人あたり県内消費額の推移

(単位:日、円)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
平均滞在日数	3.89	3.78	3.75	3.73	3.77	4.17	4.42	4.25
県内消費額	75,881	75,297	72,853	73,374	74,425	99,956	91,555	103,706

(4) 主な要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を2年間延長すること。

事業者が税の特例措置を受けることができる期間の確保

知事認定制度の導入前と同様に、法人税の税額控除の繰越期間を4年、 地方税の課税免除の適用期間を5年とすること。

民間観光関連施設の「質の向上」に向けた対象資産の追加

特定民間観光施設に必要な器具・備品

情報通信産業振興地域・特別地区

(1) 制度の概要

【概 要】

情報通信事業者の立地や投資を活発化することによって沖縄における 情報通信産業の集積や高度化を促進するための制度

【特例の内容】

地域:法人税の投資税額控除、地方税の課税免除

特区:法人税の所得控除

【対象地域】(下線は地域、特区いずれも対象の市村)

地域: <u>那覇市、浦添市、うるま市、宜野座村、名護市</u>、

宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、南城市、 本部町、恩納村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、

中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

特区:<u>那覇市、浦添市、うるま市</u>、<u>宜野座村、名護市</u>

【対象事業】

地域:

- ①電気通信業 ②ソフトウェア業
- ③情報処理・提供サービス業 ④インターネット付随サービス業

特区:

- ①データセンター ②受託開発ソフトウェア業
- ③情報システム開発業 ④システムインテグレーションサービス業
- ⑤組込ソフトウェア業 ⑥パッケージソフトウェア業
- ⑦情報通信機器相互接続検証事業 ⑧データベースサービス業
- ⑨バックアップセンター ⑩セキュリティ・データセンター
- ⑪アプリケーション・サービス・プロバイダ ⑫情報セキュリティサービス業

(2) 適用実績

(単位:件、百万円)

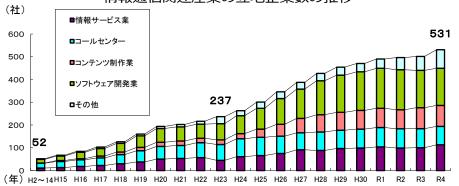
	年 度		R2		R3	F	₹4	É	計
項	E	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
围	所得控除額	1	2	1	3	1	2	3	7
国税	投資税額控除	19	569	13	526	8	104	40	1,199
	合計	20	571	14	529	9	106	43	1,206
	事業税	12	43	15	108	14	104	41	255
地	不動産取得税	1	15	2	26	0	0	3	41
地 方 税	固定資産税	83	152	83	142	70	126	236	420
	事業所税	1	0	1	0	1	0	3	0
	合計	97	210	101	276	85	230	283	716

(3) 効果・必要性

沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を活かすことで、リーディング産業として今後も成長が期待される分野である。

このため、税制特例措置により情報通信関連企業の集積を進め、市場競争力強化やビジネスモデルの高度化・転換を図るとともに、民間企業の主体的取組や情報通信関連団体との連携したデジタル化やDX等の取組を通じて労働生産性や付加価値額の着実な向上を図る。

情報通信関連産業の立地企業数の推移



情報通信産業の今後の方向性(おきなわSmart産業ビジョン)

【基本目標】

情報通信産業が変革を通じて「稼げる産業」へと成長し産業DXを支えるパートナーとなり沖縄の産業の持続的な発展に寄与する。

【基本施策1】 情報通信産業の構造変革

【基本施策2】 産業DXの加速化

【基本施策3】 イノベーションの創出

(4) 主な要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を2年間延長すること。

事業者が税の特例措置を受けることができる期間の確保

知事認定制度の導入前と同様に、法人税の税額控除の繰越期間を 4年、地方税の課税免除の適用期間を5年とすること。

産業イノベーション促進地域

(1)制度の概要

【概要】

県内の製造業をはじめとする企業等の産業高度化や事業革新を促進し、 県の産業振興に寄与することを目的とする制度。

【対象地域】県内全域

【対象事業】

- ①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業
- ⑤デザイン業 ⑥自然科学研究所 ⑦電気業 ⑧ガス供給業





沖縄ライフサイエンス研究センター

マイクロEV(沖縄県金型技術研究センター)

(2) 適用実績

(単位:件、百万円)

	年 度		R2		R3	F	R4	É	計
項	E	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国	投資税額控除	25	135	13	42	16	84	54	261
国税	特別償却	6	233	4	107	0	0	10	340
	合計	31	368	17	149	16	84	64	601
	事業税	40	114	29	95	23	117	92	326
地	不動産取得税	6	9	8	25	13	35	27	69
地方税	固定資産税	137	205	148	520	151	502	436	1,227
	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	183	328	185	640	187	654	555	1,622

(3) 効果・必要性

県内全域を対象とする本制度により、県内製造業等の産業高度化(IT 技術の活用等による開発力・生産技術・経営能率の向上)や事業革新 (沖縄の地域資源を活用した新事業の創出や相当程度の新需要の開拓) に寄与する設備投資が促進され、県内製造品出荷額及び付加価値額の増 加に一定程度寄与している。



出典: 工業統計調査及び経済センサス

(単位:万円)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
製造業の 付加価値額	646	741	737	718	701	740

- ※付加価値額については、沖縄県の製造業従業員一人当たりの製造品出荷額
- ※付加価値額とは売上高から原材料費や仕入れ費を除いた額

出典:工業統計調査、沖縄県ものづくり振興計画

(4) 主な要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を2年間延長すること。

事業者が税の特例措置を受けることができる期間の確保

知事認定制度の導入前と同様に、法人税の税額控除の繰越期間を 4年、地方税の課税免除の適用期間を5年とすること。

国際物流拠点産業集積地域

(1) 制度の概要

【概要】

沖縄県の地理的優位性を活かし、国際競争力のある物流拠点の 形成に向け、物流機能を活用した企業等を集積するための制度。

【対象地域】那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市 うるま・沖縄地区

【対象事業】※所得控除制度の対象は①~⑤

- ①製造業 ②特定の機械等修理業
- ③特定の無店舗小売業 ④倉庫業 ⑤航空機整備業
- ⑥道路貨物運送業 ⑦特定の不動産賃貸業 ⑧卸売業





©ANA Cargo

(2) 適用実績

(単位:件、百万円)

	年 度	ı	R2	l	R3	I	R4	É	計
項		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
	所得控除	1	134	1	75	2	173	4	382
国税	投資税額控除	36	158	27	170	12	52	75	380
176	特別償却	3	23	3	42	2	16	8	81
	合計	40	315	31	287	16	241	87	843
	事業税	35	70	34	66	36	99	105	235
地	不動産取得税	10	82	5	29	0	0	15	111
地方税	固定資産税	139	207	150	262	141	209	430	678
	事業所税	2	1	2	1	2	1	6	3.0
	合計	186	360	191	358	179	309	556	1,027

(3) 効果・必要性

東アジアの中心に位置する地理的優位性や本制度をはじめとする 沖縄のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集め、立地企 業数・雇用者数は着実に増加している。

国際物流拠点の形成に向けて、企業誘致のインセンティブとして 機能するとともに、既存企業による設備投資や研究開発等の新たな 投資を促進する本制度の継続が必要である。

立地企業数・雇用者数の推移

(単位:社、人)

区分	地区	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	旧那覇地区	16	15	15	15	15	14	10
立地企業数	旧うるま地区	58	67	71	74	73	83	84
	計	74	82	86	89	88	97	94
	旧那覇地区	397	384	433	477	459	549	545
雇用者数	旧うるま地区	860	910	930	1,029	1,222	1,319	1,413
	計	1,257	1,294	1,363	1,506	1,681	1,868	1,958

搬出額の推移(旧那覇地区・旧うるま地区)

(単位:百万円)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
3,171	3,108	4,962	6,418	4,308	4,938	3,935
9,573	16,454	17,792	16,193	21,897	32,435	30,537
12,744	19,562	22,754	22,611	26,205	37,373	34,472
	3,171 9,573	3,171 3,108 9,573 16,454	3,171 3,108 4,962 9,573 16,454 17,792	3,171 3,108 4,962 6,418 9,573 16,454 17,792 16,193	3,171 3,108 4,962 6,418 4,308 9,573 16,454 17,792 16,193 21,897	3,171 3,108 4,962 6,418 4,308 4,938 9,573 16,454 17,792 16,193 21,897 32,435

[※]H26年度に対象地域が拡大されたが、年度毎の推移を計るためにここでは旧地区に限定した。

(4) 主な要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を2年間延長すること。

事業者が税の特例措置を受けることができる期間の確保

知事認定制度の導入前と同様に、法人税の税額控除の繰越期間を4年、 地方税の課税免除の適用期間を5年とすること。

産業集積が見込まれる地域へ対象地域の拡充・見直し

- ・指定地域の拡充(南風原・八重瀬地区)
- ・既指定地域の見直し(那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市)

経済金融活性化特別地区

(1) 措置の概要

【概要】

「実体経済の基盤となる産業」とそれを支える「金融産業」の 集積により、名護市を中心とする北部地域の経済・金融の活性化 を図るための制度。

【対象地域】名護市

【対象事業・施設】

①金融関連産業

②情報通信関連産業 ③宿泊業・娯楽業

4)農業

⑤水産養殖業

⑥製造業

⑦経営コンサルタント業







みらい2号館

みらい3号館

(2) 適用実績

(単位:件、百万円)

_												
	年 度		R2		R3		R4	É	計			
項		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額			
	所得控除	2	27	3	106	2	88	7	221			
国 税	投資税額控除	3	28	4	18	4	20	11	66			
税	特別償却	1	94	3	24	0	0	4	118			
	エンゼル税制	0	0	0	0	0	0	0	0			
	合計	6	149	10	148	6	108	22	405			
	事業税	6	12	2	2	5	12	13	26			
地 方 税	不動産取得税	3	30	1	18	3	25	7	73			
税	固定資産税	18	36	23	67	22	59	63	162			
	合計	27	78	26	87	30	96	83	261			

(3) 効果・必要性

令和4年度に名護市に立地する金融及び情報通信関連企業が納付 した法人市民税額は、納付額全体の約18.7%を占めている。

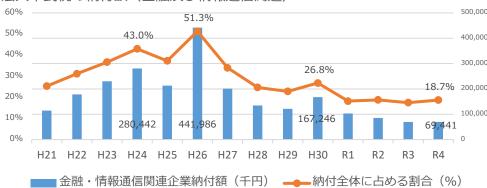
北部地域の更なる活性化に向け、自治体による各種の支援策との 相乗効果により、**金融関連産業・情報通信関連産業を中心とした企** 業の集積及び雇用の創出を促進する本制度の継続が必要である。

立地企業数・雇用者数の推移(金融及び情報通信関連産業)

(単位:社、人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
立地企業数	40	36	42	49	47	48	47	48	50
雇用者数	1,100	1,046	1,082	1,109	1,170	1,173	1,233	1,221	1,218

法人市民税の納付額(金融及び情報通信関連)



(4) 主な要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を2年間延長すること。

離島の旅館業に係る特例措置

(1) 措置の概要

【概要】

離島地域において、観光客受入れの基盤となる宿泊施設の設置 を促すことで新たな雇用を創出し、定住促進を図るための制度。

【対象地域】伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納島)、 うるま市(津堅島)、南城市(久高島)、粟国村、 渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、 北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、 石垣市、竹富町、与那国町

【対象事業】旅館業の用に供する施設







©OCVB

(2) 適用実績

(単位:件、百万円)

	年 度	R2		R3		R4		合計	
項		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	特別償却	2	23	1	18	1	1	4	42
税	合計	2	23	1	18	1	1	4	42
	事業税	1	0	2	0	0	0	3	0
地	不動産取得税	94	112	57	283	24	59	175	454
地方税	固定資産税	50	43	59	129	61	116	170	288
	合計	145	155	118	412	85	175	348	742

(3) 効果・必要性

本制度は、企業の立地等に不利な条件を抱える離島地域において、 旅館業等の立地促進及びそれに伴う雇用創出に一定の成果を上げて おり、離島住民の定住促進や自治体の税収増が期待できるなど、離 島地域の活性化に寄与している。

離島地域における宿泊施設の立地を促進し、旅館業の振興を図る ことにより、離島地域の産業振興、雇用機会の創出・確保及び所得 の向上による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図るため、本制 度の継続が必要である。

○離島の宿泊施設数等

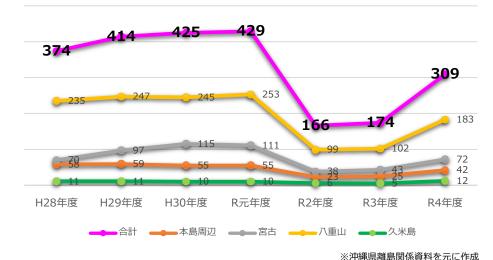
(単位:軒・人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施設数	1,742	1,874	1,956	2,165	2,231	2,285	2,347
収容能力	40,669	42,234	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444

※沖縄県離島関係資料を元に作成

○離島の入域観光客数実績

(単位:万人)



(4) 主な要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を2年間延長すること。

令和7年度税制改正スケジュール (想定)

8月上旬 知事が内閣府へ税制改正要望を提出

8月末 内閣府が財務省へ税制改正要望を提出

9月~11月 財務省による内閣府への税制ヒアリング

11月上旬 知事が政府、与党へ税制改正要請

12月上旬 与党税制調查会審議、大綱決定

12月下旬 政府税制改正大綱決定